

全養協通信

平成21年12月10日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509

<http://www.zenyokyo.gr.jp>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設に直送しています。

全養協の動き

民間保育所運営費の地方移譲に断固反対 社会的養護関係団体(全養協、全乳協、全母協、全国里親会) 福島みずほ少子化相に面会、緊急要望(12月10日)

◆ 総務相、「子ども手当」実施の取引条件として、「民間保育所運営費」の地方への税源移譲を提案(12月4日)

民主党の公約である「子ども手当」の来年度からの実施をめざして、この間、長妻昭厚生労働相と原口一博総務相で、財源確保の調整が進められてきました。

長妻昭厚労相は原口一博総務相に対して、地方拠出分のある現在の「児童手当」と同程度の地方負担分を残すことを提案しましたが、原口一博総務相が反対、また全国知事会も地方負担分については反対の立場をとっています。

これに対し、平成21年12月4日、原口一博総務相は長妻昭厚労相に「地方が『子ども手当』の財源を負担しないかわりに、現在国と地方で負担する『民間保育所運営費』の国負担分を地方に移譲する」ことを提案したものです。

◆ 保育所関係者をはじめ、社会的養護関係者も危機感をもって、少子化担当相に緊急要望(12月10日)

この原口一博総務相の提案に対して、福島みずほ少子化担当相は「国がしっかり関与しなければ保育所は拡充できない」と、民間保育所運営費の地方への移譲に反対の立場を表明しました。

民間保育所運営費の地方への移譲は、児童入所施設措置費にも波及します。移譲により、社会的養護にかかわる国の財源関与がなくなるため、現在でも大きくなっている都道府県の社会的養護施策の格差が、さらに広がることになります。

この危機感をもって、平成21年12月10日(木)午前、社会的養護関係団体は、保育関係団体(全国保育協議会、全国保育士会等)とともに内閣府を訪れ、福島みずほ少子化担当大臣に面会し、緊急要望を行ないました。

◆ 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、里親の全国団体が協働で要望

社会的養護分野からは、全国児童養護施設協議会(中田浩会長が公務で海外出張のため、土田秀行副会長が代理)、全国乳児福祉協議会(長井晶子会長)、全国母子生活支援施設協議会(兜森和夫会長)、全国里親会(清水啓司常務理事)が陳情しました。

裏面に続きます

全国乳児福祉協議会の長井晶子会長が代表して、別添要望書にもとづき、下記の要望を行ないました。(要約)

- 乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、里親などの社会的養護分野は、憲法第 25 条の理念のもと、国からの措置費と都道府県の負担で運営を行ってきた。
- しかし、都道府県財政の悪化のもと、国が予算を確保しても、都道府県が負担できずに、施策が進まない都道府県も生じ、社会的養護施策に都道府県格差が生じている。
- このような状況のもと、児童入所施設措置費等が地方に移譲されれば、一層の都道府県格差が生じることが目に見えている。なんとしても今回の民間保育所の運営費の地方への移譲を行わないようにしていただきたい。

福島みずほ少子化担当相からは、全乳協・長井晶子会長からの要望を受けて、次のとおり回答しました。(要約)

- 日々のみなさんの子どもたちへのかかわりの努力に、敬意を申しあげる。
- 児童養護施設等における面積基準等は、今でも非常に厳しい状況であると認識している。
- 現在課題となっている「子どもの貧困」の問題を考えると、社会的養護が必要な子どもたちに対して、国の責任による施策を進めることは、少子化相としての立場からはとても重要なことだと考えている。
- みなさんの要望を受けとめて、がんばってまいりたい。



※ 福島みずほ少子化相（左側）に要望書を手渡しして内容を説明する、全国乳児福祉協議会の長井晶子会長（右側一番奥）、全国母子生活支援施設協議会の兜森和夫会長（その右隣）、全国児童養護施設協議会の土田秀行副会長（その右隣）、全国里親会の清水啓司常務理事（右側一番手前）

今回の要望については、報道関係者の関心も高く、会場となった少子化大臣室には、多くの報道関係者が取材を行いました。当日の要望書は、別紙を参照ください。

平成 21 年 12 月 10 日

内閣府特命担当大臣（少子化対策）
福 島 みずほ 様

社会福祉法人全国社会福祉協議会

全国児童養護施設協議会

会長 中田 浩

全国乳児福祉協議会

会長 長井 晶子

全国母子生活支援施設協議会

会長 兜森 和夫

民間保育所の運営費の地方への移譲に断固反対します

～社会的養護にある子どもの生活は、国が責任をもって保障してください～

1. 民間保育所運営費の地方への移譲は、児童福祉の理念を全く壊すものです

民間保育所運営費の地方への移譲は、国が子どもの育ちを保障する児童福祉の理念を覆すものです。今回の動きは、児童入所施設措置費等にも波及するものであり、反対します。

2. 保育はもとより、社会的養護分野において深刻な自治体間格差をさらに拡大させます

地方財政が逼迫しているなか、移譲されれば、保育はもとより社会的養護が必要な子どもや、DV被害を受けた母子の支援を後退させるところとなり、断固反対します。

社会的養護分野は、地方自治体間の格差が拡大しています。国の関与をなくし、格差をさらに拡げることには反対します。

<本件に関する問合せ先>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会・児童福祉部（担当：小川、渡邊）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル内

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509 E-mail zenyokyo@shakyo.or.jp